

介護老人保健施設おおふじ五幸ホーム運営規程

第1条 医療法人社団藤友五幸会が開設する介護老人保健施設おおふじ五幸ホームが実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 要介護者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 介護老人保健施設の従事者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたつて介護保健施設サービスの提供に努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスに努める。
 - 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団藤友五幸会 介護老人保健施設おおふじ五幸ホーム
- (2) 所在地 磐田市大久保508-3

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 介護老人保健施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 1人以上(兼務)
医師は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- ② 支援相談員 1人以上
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ③ 看護師、准看護師及び介護職員
看護・介護職員 34人以上
(看護師10人以上・介護職員24人以上)
看護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- ④ 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 1人以上 リハビリテーションの実施及び指導
- ⑤ 介護支援専門員 1人以上 施設サービス計画作成等
- ⑥ 薬剤師 1人以上 薬剤の管理、服薬指導
- ⑦ 栄養士又は管理栄養士 1人以上 献立作成、栄養管理、指導
- ⑧ 調理員・事務員 1人以上
調理業務、入退所事務、請求事務、経理・庶務等

(入所定員)

第6条 介護老人保健施設の入所定員は100人とする。

(介護老人保健施設サービスの内容)

第7条 介護老人保健施設の内容は、次の通りとする。

介護老人保健施設（I）（看護・介護職員 3：1、看護職員は7分の2程度）

- 2 要介護者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に介護老人保健施設サービスを提供する。
- 3 サービス提供に当たっては、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- 4 サービスの具体的内容は、下記の通りとする。
 - ① 施設サービス計画の立案
 - ② 食事
 - ③ 入浴（一般浴槽の他、入浴に特別な介助を必要とする利用者には、特別浴槽対応する）
 - ④ 栄養管理
 - ⑤ 口腔衛生の管理
 - ⑥ 医学的管理・看護
 - ⑦ 介護（退所時の支援も行う。）
 - ⑧ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
 - ⑨ 相談援助
 - ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑪ 理美容サービス（外部業者への委託により行われ、別途、費用の徴収の取り交わしに基づく）
 - ⑫ 行政手続代行介護老人保険施設で代行が認められる手続きに限る
 - ⑬ その他

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護老人保健施設の利用料の額及び基本食事サービス費は厚生大臣が定める基準によるものとし、介護老人保健施設介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険利用料に対して介護負担割合証の負担割合とする。

- 2 利用料金は、別紙に定める。
- 3 上記別紙料金表に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。
その他、上記以外に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者は、管理者及び職員の指導、指示に従い団体生活の秩序を守り、相互の融和に努めること。

- ② 入所者が、外泊、外出しようとする時は、事前に所定の手続をとり、許可を得ること。
- ③ 入所者及び家族が、施設の設備備品を使用する場合は、事前に許可を得ること。
- ④ 火気類（マッチ、ライター等）は、持ち込まない。喫煙は、所定の場所を利用する。
- ⑤ 入所者の金銭は、原則として預からない。
- ⑥ 外泊時等の施設以外の受診は、管理者（医師）の許可を得ること。
- ⑦ 入所者の施設内での営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動は行わない。

(非常災害対策)

第 10 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は防火管理有資格者を当て、火元責任者には各部署の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を結成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。その訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加をする等、地域との連携を重視する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた防災訓練（夜間想定を含む）・・・・・・・・年 2 回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止及び BCP 対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体の拘束等)

第 11 条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載する。

- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 12 条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策の指針を定め、施設としてその発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条

- 1 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 4 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。
 - 5 当施設は、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（感染対策等）

第 15 条

- 1 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行なう。
- 2 当施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - ④前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（ハラスメント対策）

- 第 16 条 当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に向けて次の措置を講ずるものとする。
- ①ハラスメントの指針を整備し窓口を明確にするとともに、職員に周知する。
 - ②従業者に対するハラスメントの基本的な考え方等について定期的な研修の実施。
 - ③職員との面談や会議等の場を定期的に設け、ハラスメントの発生状況の把握に努める。

（職員の服務規律）

- 第 17 条 当介護老人保健施設の職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 1 当介護老人保健施設の入所者及び家族、付帯事業の利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策)

第 19 条 当施設は、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

2 当施設は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する法令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

5 入所者及び家族等よりの苦情や要望については、支援相談員がこれに当たり速やかに解決を図る。

6 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団藤友五幸会介護老人保健施設おおふじ五幸ホームが定めるものとする。

(付則) この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 18 年 1 月 1 日

改定 平成 21 年 4 月 1 日

改定 平成 24 年 4 月 1 日

改定 平成 27 年 1 月 1 日

改定 令和 3 年 4 月 1 日

改訂 令和 6 年 4 月 1 日